

●転入・転出者情報の提供について

自治会長の皆様におかれましては、町民自治活動や各世帯への町報等の配布など町行政運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、自治会の皆様が町民自治活動等を行っていきにあたりましては、地域住民の把握が最も重要となりますが、以前自治会長会で意見のとおり、昨今、住民同士のつながりが希薄となり、住民の把握が困難となっている現状です。

このことから、町では、町民に対し積極的に住民情報を自治会に提供することについてご理解とご協力をいただき、その情報を自治会へ提供することで、町と自治会が連携、協力しながら、町民の生命、身体や財産を守るとともに、町民が安心して生活していくための施策を推し進めていきたいと考え、今回、転入・転出者の住民異動情報を次のとおり自治会へ提供することとします。

◎転入・転出者の住民異動情報の提供方法

①転入・転出者に、自治会活動のため住民異動情報を自治会へ提供することについて同意していただき提供していく。

(提供する情報)

転入及び転出世帯の世帯主・住所・氏名・性別・生年月日・続柄・異動日

(提供の時期)

平成22年3月(平成22年2月の住民異動分)から自治会長へ通知

(※ 今までの「自治会別人口表」とともに自治会長へ郵便で送付する。)

②転入・転出者が「①」の提供に対し同意されない場合、従来どおり役場大栄庁舎町民課における住民基本台帳の「閲覧」で把握していただく。

(住民基本台帳の閲覧手続き)

・ 閲覧場所 役場大栄庁舎町民課住民窓口

※(注意) 北条庁舎分庁総合窓口では閲覧できません。

・ 閲覧者 自治会長(役員等の同伴は可能です。)

※(注意) 自治会長の来庁が必要です。(自治会長の委任状による対応はできません。)

・ 携行品 自治会の印鑑(ない場合は自治会長の私印)

★取扱注意事項(本人からの同意は、自治会活動のための利用によるものである。)

・ 自治会活動以外の目的には利用しないこと。(目的外での利用、部外者への提供は一切できない。)

・ 住民異動情報通知の複写は厳禁とすること。

・ 情報の漏洩がないよう名簿は自治会長において厳重に保管管理するとともに、不要となった通知等は速やかに裁断処分、町へ返却するなど慎重に取り扱うこと。

(参 考)

●個人情報保護条例（抜粋）

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

- 2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。
 - (1) 思想、信条及び信教に関する情報
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ北栄町個人情報保護審査会の意見を聴いて規則で定める情報
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。
 - (1) 法令（法律、法律に基づく命令、条例又はこれらに基づく実施機関の規則（規程を含む。）をいう。以下同じ。）の規定に基づいて収集するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - (1) 本人の同意に基づいて収集するとき。
 - (2) 法令の規定に基づいて収集するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から収集する場合であって、当該他の実施機関から収集することがやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 5 実施機関は、第3項第2号又は前項第6号の規定により、個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、北栄町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第6条第3項各号に掲げる事務については、実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合であって、利用し又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要な不可欠であると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、提供することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第5号の規定により個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ北栄町個人情報保護審査会の意見を聴かなければならない。
 - 3 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法等にあわせて必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。
 - 4 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合の方法により、個人情報を実施機関以外のものに提供するときは個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。